

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成30年 3 月 30 日

金 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 規 則

- 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1
- 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2

## 規 則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成30年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第15号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第29号）の施行期日は、平成30年 4 月 1 日とする。

（情報政策課）

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第16号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「補助金」を「給付金」に改め、同表中第9項を第12項とし、同表第8項中「補助金」を「給付金」に改め、同項を同表第11項とし、同表中第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の3項を加える。

- 5 条例別表第1第1項第5号の規則で定める事務は、不妊治療（体外受精又は顕微授精に限る。以下この項において同じ。）を受けた者に対する当該不妊治療に要した費用の助成に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 6 条例別表第1第1項第6号の規則で定める事務は、肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。次項において同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎治療受給者証の交付若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 7 条例別表第1第1項第7号の規則で定める事務は、肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用（肝炎患者等が肝炎に係る定期検査を受診し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用をいう。）の助成に係る申

---

請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

#### 附 則

この規則は、富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第29号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1第2項の改正規定及び同表第8項の改正規定（「補助金」を「給付金」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（情報政策課）

---

